

ご注意ください

けん引に関するETC走行の注意事項

レジャーボート等をけん引して ETC レーンを通行される場合、ETC 車載器のセットアップ時にけん引情報の登録をする必要があります。

けん引情報未登録の方は一般レーンを通行していただくか、車載器の再セットアップをしてください。

けん引情報が未登録の場合

■出口では、開閉棒が開きませんので
一般レーンを通行してください。

けん引情報未登録の場合、入口 ETC レーンは開閉棒が開きますが、出口 ETC レーンでは開閉棒は開きません。収受員による料金車種区分の確認をさせていただくため、出口では一般レーンを通行してください。

けん引した場合、原則としてけん引車両の料金車種区分の1つ上か若しくは2つ上の車種区分となります。